

年 月 日

神戸市水道事業管理者 宛

申込者 住所

氏名

特定機器に関する誓約書

設置場所 神戸市 区

管理者が指定する特定機器を設置するにあたり、下記事項について誓約します。また、下記事項の他、神戸市水道条例、関係規程及び同施行基準、メーカーの仕様等を遵守して維持管理を行います。

記

- 1 特定機器の構造や特徴について、申込者又は所有者もしくは使用者（以下、「使用者等」という。）に周知するとともに、使用者等の責任において維持管理を行います。
- 2 水道工事又は事故等により断水する場合及び断水等により機器又は機器内の品物に損害が生じた場合においても、神戸市水道局に対しての一切の補償・苦情等を申しません。
- 3 特定機器の設置に伴い、他の給水装置への水圧の影響もしくは水道法で定める水質基準や残留塩素の基準を満たさなくなる場合が生じても、使用者等が、責任を持って適正に対処します。神戸市水道局に対しての一切の補償・苦情等を申しません。
- 4 特定機器とメーターの間に逆流防止装置・ストレーナー（内蔵の場合不要）・排水装置（散水栓併用可）を設置し、特定機器に起因して逆流又は漏水が発生し、神戸市水道局もしくは他の使用者等に損害を与えた場合は、使用者等が責任を持って補償します。
- 5 特定機器の使用者等に変更が生じた場合は、本書について継承します。
- 6 特定機器に流量を計測する機能がある場合においても、水道料金は神戸市水道局が貸与するメーターにより徴収することについて異議申し立てしません。
- 7 旅行等、水の長期不使用後の使用においては、貯水機能のある特定機器は貯水タンク内の水を排水後に使用します。
- 8 その他

[]

特定機器の製品規格

メーカー名	商品名	認証登録番号	型式又は略号	備考 (タンク容量など)